

第1号議案

## 平成16年度足立区一般会計 補正予算(第3号)

### 予 算 総 則

平成16年度足立区一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,145,036千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223,019,926千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(特別区債の補正)

第3条 特別区債の追加及び変更は、「第3表特別区債補正」による。

平成17年2月23日提出

足立区長 鈴木恒年

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
1	特別区税	33,553,676	-220,830	33,332,846
	1 特別区民税	28,271,307	123,457	28,394,764
	2 軽自動車税	252,191	4,557	256,748
	3 特別区たばこ税	5,030,178	-348,844	4,681,334
2	地方譲与税	2,226,000	123,000	2,349,000
	1 自動車重量譲与税	732,000	246,000	978,000
	2 地方道路譲与税	458,000	-123,000	335,000
4	地方消費税交付金	5,438,000	1,124,000	6,562,000
	1 地方消費税交付金	5,438,000	1,124,000	6,562,000
7	地方特例交付金	2,738,000	-11,860	2,726,140
	1 地方特例交付金	2,738,000	-11,860	2,726,140
9	特別区交付金	87,349,432	4,763,568	92,113,000
	1 特別区財政調整交付金	87,349,432	4,763,568	92,113,000
10	分担金及び負担金	3,297,771	-27,022	3,270,749
	1 負担金	3,297,771	-27,022	3,270,749
11	使用料及び手数料	3,926,050	-145,191	3,780,859
	1 使用料	2,767,696	12,433	2,780,129
	2 手数料	1,158,354	-157,624	1,000,730
12	国庫支出金	36,133,690	234,153	36,367,843
	1 国庫負担金	32,870,827	387,240	33,258,067
	2 国庫補助金	3,206,255	-146,170	3,060,085
	3 国庫委託金	56,608	-6,917	49,691
13	都支出金	9,716,783	-100,716	9,616,067
	1 都負担金	2,571,603	9,051	2,580,654

## 歳入

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
	2 都補助金	5,847,511	-101,056	5,746,455
	3 都委託金	1,297,669	-8,711	1,288,958
14	財産収入	318,766	440,086	758,852
	1 財産運用収入	74,949	13,576	88,525
	2 財産売払収入	243,817	426,510	670,327
15	寄付金	32,599	23,754	56,353
	1 寄付金	32,599	23,754	56,353
16	繰入金	4,104,984	-579,075	3,525,909
	1 基金繰入金	3,785,326	-671,418	3,113,908
	2 特別会計繰入金	319,658	92,343	412,001
17	繰越金	1,793,454	856,171	2,649,625
	1 繰越金	1,793,454	856,171	2,649,625
18	諸収入	5,796,785	344,998	6,141,783
	3 貸付金元利収入	3,031,085	290,341	3,321,426
	4 受託事業収入	126,949	-2,821	124,128
	6 雑入	2,497,883	57,478	2,555,361
19	特別区債	17,186,900	320,000	17,506,900
	1 総務債	13,845,900	255,000	14,100,900
	2 環境衛生債	1,131,000	88,000	1,219,000
	3 土木債	1,126,000	-64,000	1,062,000
	4 教育債	1,084,000	-14,000	1,070,000
	5 産業経済債	0	55,000	55,000
歳 入 合 計		215,874,890	7,145,036	223,019,926

歳出

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
1	議会費	941,897	-18,971	922,926
	1 議会費	941,897	-18,971	922,926
2	総務費	20,098,062	2,312,792	22,410,854
	1 総務管理費	15,002,443	2,407,949	17,410,392
	2 徴税费	1,246,006	-30,158	1,215,848
	3 区民費	2,835,104	-33,541	2,801,563
	4 戸籍及び 住民基本台帳費	532,265	-3,487	528,778
	5 選挙費	289,633	-19,085	270,548
	6 統計調査費	86,894	-8,499	78,395
	7 監査委員費	105,717	-387	105,330
3	民生費	79,761,720	2,576,060	82,337,780
	1 社会福祉費	19,926,597	2,934,340	22,860,937
	2 児童福祉費	25,621,972	-501,795	25,120,177
	3 生活保護費	34,021,327	151,184	34,172,511
	4 国民年金費	191,824	-7,669	184,155
4	産業経済費	3,799,068	-8,425	3,790,643
	1 産業経済費	3,705,948	-5,333	3,700,615
	2 農業費	93,120	-3,092	90,028
5	環境衛生費	20,593,614	-877,586	19,716,028
	1 環境費	1,411,492	74,918	1,486,410
	2 衛生費	8,809,350	-128,419	8,680,931
	3 清掃費	10,372,772	-824,085	9,548,687
6	土木費	18,279,195	-830,971	17,448,224
	1 土木管理費	2,435,928	-115,073	2,320,855

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
	2 道路橋梁費	2,995,013	-163,658	2,831,355
	3 河川費	133,877	-4,925	128,952
	4 都市計画費	12,714,377	-547,315	12,167,062
7 教育費		26,311,416	3,497,517	29,808,933
	1 教育総務費	6,420,241	3,620,075	10,040,316
	2 小学校費	7,194,688	-1,393	7,193,295
	3 中学校費	7,336,734	-77,107	7,259,627
	4 郊外施設費	283,155	-9,900	273,255
	5 幼稚園費	2,108,011	-8,831	2,099,180
	6 社会教育費	2,876,731	-24,284	2,852,447
	7 社会体育費	91,856	-1,043	90,813
8 公債費		26,550,078	-157,780	26,392,298
	1 公債費	26,550,078	-157,780	26,392,298
9 諸支出金		19,239,840	652,400	19,892,240
	1 特別会計繰出金	19,239,840	652,400	19,892,240
歳 出 合 計		215,874,890	7,145,036	223,019,926

## 第2表 繰越明許費補正

### 1 追加

款	項	事業名	金額
6 土木費	4 都市計画費	土地区画整理事業の推進(投資)	8,000千円
7 教育費	6 社会教育費	ブロックセンターの改修	11,719千円

### 第3表 特別区債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
(仮称) あだち新産業振興センター建設	55,000	普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。	7.0%以内 ※	起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。 ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。	金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。
土地区画整理	91,000				

※ ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
減収補てん	500,000	普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。	7.0% 以内 ※	起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。 ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。	金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。
保健所建設	1,131,000				
道路整備	911,000				
総合住環境整備	133,000				
校舎建設	638,000				
学校プール建設	56,000				
給食場建設	15,000				

※ ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率



起債の目的	補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
減収補てん	755,000	普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。	7.0% 以内 ※	起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。 ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。	金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。
保健所建設	1,219,000				
道路整備	829,000				
総合住環境整備	60,000				
校舎建設	643,000				
学校プール建設	52,000				
給食場建設	0				

※ ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率